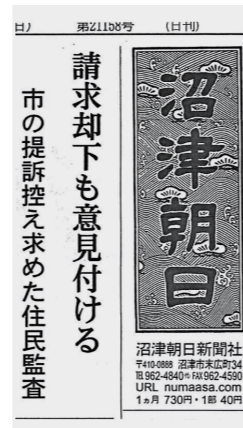


11/13 市民 431 名の住民監査請求に異例の話し合いを提言

税金は市民のために使ってください！

市長が多額の税金を使って裁判を起こすことをやめるように求めた住民監査請求が却下されましたが、監査委員会は異例の意見を表明。

「本件裁判を求めるだけでは、本件の根本的な解決にならないことは当然である。本件の最終的な解決のためには、協議をまとめる努力を、双方がなお一層続けることを希望する」と表明。



12/19 市長・議長に公開質問状提出



[地方自治に民主主義を求める会]が2度に渡る協議申し入れの拒否を受け①市有地の適正な管理について ②裁判に多額の血税を費やすことについて ③監査委員の意見についての見解 ④市政の情報開示と市民の知る権利について 公開質問状を提出。

最新のトピック

2024年2月14日(水) 午前10:30 第1回口頭弁論期日が決定

傍聴のお願い

傍聴者は10:10 まで (法廷棟2階廊下)に集合
場所：静岡地方裁判所沼津支部3号法廷 (法廷棟2階)

2024年1月 市内各地で 未来の風 市政報告会・車座集会開催します

20 (土) 10:30 ~ 我入道コミュニティセンター (我入道字東町 175-1)	24 (水) 10:30 ~ 12:00 ねこや 沼津みなとアートビル 2F (千本港町 77-4)
27 (土) 13:30 ~ 沼津市民文化センター 2F (御幸町 15-1)	24 (水) 16:00 ~ 喫茶 檸檬 (未広町 271)
28 (日) ① 10:30 ~ 愛鷹地区センター (東原 358-1) ② 13:30 ~ 原地区センター (原 1200-3)	29 (月) 10:30 ~ 12:00 レストランタイム (下香貫 2974-7)

090-7313-6092 (山下) 090-2344-7925 (江本)
fumiko2008@gmail.com ezico@nifty.com

不当提訴・懲罰を行う沼津市・議会に対して民主主義の危機を感じた
2つの市民グループのホームページが開設されていますのでご紹介します。

Democracy Numazu

Democracy Numazu (デモクラシー沼津)
URL <https://www.democracy-numazu.org/>

地方自治に民主主義を求める会

地方自治に民主主義を求める会
URL <https://seekersnumazu.wixsite.com/my-site>

本議会報告の誌面制作及び配布にかかる経費は、沼津市議会政務活動費に関する内規により、政務活動費から広報費として半額支出いたしました。

未来の風通信

vol. 3

2024. Jan.

沼津市議会会派「未来の風」が、議会報告をお届けします。

令和4年11月 定例会報告 11月24日(金)～12月15日(金)開催

議第53・55号
特別職(市長、副市長、教育長)と議員のボーナス値上げに反対!
(賛成23:反対4)

江本 こうじ

社会保障費の拡大、自然災害への対策、老朽化した公共施設の整備更新、鉄道高架事業など、沼津市財政は大変厳しい状況です。今回の議会には上下水道の値上げが議案になっているが、水道の財政状況が悪化しているため市民の皆さんにさらなる負担増をお願いするものです。

こうした中で、沼津市の経営者である市長や議員のボーナスを値上げするのはありえないことで、市民の理解は得られないと考えます。

「人事院の勧告があったからボーナスも上げなければならない」と市民に勘違いさせるような説明をしているが、人事院勧告は国家公務員に対するものであり、沼津市の特別職、議員に対してボーナスを値上げしなさいというものではありません。

一般質問【9月議会の懲罰問題のきっかけとなった放置竹林は中尾川雨水貯留池の事業用地です。事業の早期の完成を訴えた】

中尾川雨水貯留池整備事業は約25年前、沼川高橋川流域の洪水対策のために沼津市が始めた事業。用地買収はほぼ終わり、着工寸前であったのに20年以上ストップしている。20年間、買収した山林は放置されまま、周辺の農家に大きな被害を及ぼしています。

沼津市が計画通りに整備していればこのような被害はなかった。近年多発している西添町や青野地区の洪水は軽減されていたはず。事業の早期着工、完成を求めます。

これに対し、沼津市は「できるだけ早期の事業再開を心がける」と答弁。

一般質問【災害時における被災者の生活再建支援業務について】

2023年6月の台風2号による住宅被害の判定方法・結果について質問を行ったところ、沼津市は他市との違いを検証し、見直しを行う方針を示す結果となる。

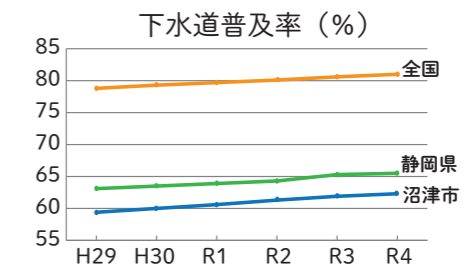
議第60号
「水道・下水道料金の値上げ」に反対!(賛成23:反対4)
一般家庭で上下水道料金あわせて年間1万3920円値上げ!

山下 ふみこ

水道料金 平成22年度から14年ぶりの料金改定で来年7月から2回に分けて値上げ 平均改定率は35.9%(一般家庭) 水道料金は1か月670円、年間8040円の値上げ

下水道料金 平成31年度以来5年ぶりの料金改定で平均改定率は20.5%(一般家庭) 下水道料金は1か月で490円、年間で5,880円の値上げ

水道料金+下水道料金 (現在)50,520円/年(4,210円/月) →値上げ後64,440円/年(5,370円/月)



沼津市は今もって普及段階であり、全国平均に追いつくには約20年かかる。

反対討論 コロナ禍からの経済活動は回復傾向にあるというものの回復ペースは緩やかなものにとどまっている一方物価は高騰しています。この時期に、生活の根幹である水道・下水道両方の値上げに踏み切るのは市民生活に与える多大な影響を考えた時に認めることはできません。

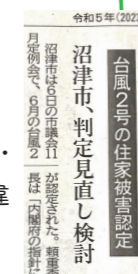
一般質問【法定外公共物の適正な管理について】

国有財産であった法定外公共物(里道、水路など)がH17までに市町に譲与された。現状は払下げの手続きを経ないまま個人が占有している場合があり、国は払下げをして適正な管理をすべきとしている。

山下:住民の申請があれば、払下げに応じるが、申請がなければ個人が占有していてもそのままにしているのか?

市:法廷外公共物が民地に取り囲まれている場合、管理上支障がなく、対応の緊急性がないことから、土地の売買や家屋の建て替え時において、住民の申請に応じて対応をする。

意見:法定外公共物は公共財産。その土地を管理上支障がなければ、個人の敷地の中にあってもそのままにしておくという答弁は適正な管理とは言えない。



9月議会「不当利得返還等請求事件」可決

なぜ沼津市が前代未聞の裁判をするのか、何のため？ 誰のため？

弁護士費用は200万円をはるかに突破する？

沼津市側の訴訟代理人弁護士2名への委託料は合わせて月額66,000円、2023年10月25日から2024年3月末までで約81万円に上る。しかし、裁判が先に延びることはあり、2025年秋にさえ一審の判決が出ていないことは十分に考えられる。その場合、弁護士費用だけで200万円を突破してしまい、控訴審などを経て最終的に沼津市が勝ったとしても、その裁判費用は請求額の202万円をはるかに超えてしまう。



不当利得は成立しない

山下代理人弁護士によれば不当利得が成立するための条件は満たされていない。仮に市の土地だったとしても、土地は山下の土地に囲まれており、市は駐車場経営が不可能である。

30年間放置していた管理責任と時効取得

仮に市の土地だったとしても、市は存在自体を把握しておらず、30年間放置していた管理責任についてなぜ正されないのか。さらに市が30年間放置している状況は時効取得が成立する。

私が協議に応じなかったと言うけど？

市長は山下に協議を求めてきたと主張するが、その前提は所有権が市にあるから、駐車場からの利益を支払え、金額は相談に応じるだけという一方的なものでした。

この問題の根本は土地の所有権であり、その協議でなければ意味がなく、市のいう協議は一方的であり、都合の良い言い訳でしかない。

私が話し合いによる解決を求める理由

話し合いによる解決を求めているのは、単に私の所有権を認めてもらうためだけでなく、沼津市には市民のためにやるべき課題が山積している。議員としても同様である。話し合いによる解決ができない理由は何もない。

個人の敷地内に官地があっても問題ない？

12月議会の一般質問では、「法定外公共物（里道・水路等の無番地）が個人の敷地内に散在している場合の市の対応について、市は「そのほとんどは管理上支障がなく対応の緊急性がないことから、土地の売買や家屋の建て替え時において、住民からの申請に応じて対応をする」と答弁している。山下のケースに対する対応とは全く異なる対応であり、市の答弁は矛盾している。

市民の血税を使う裁判は誰の利益になるの？

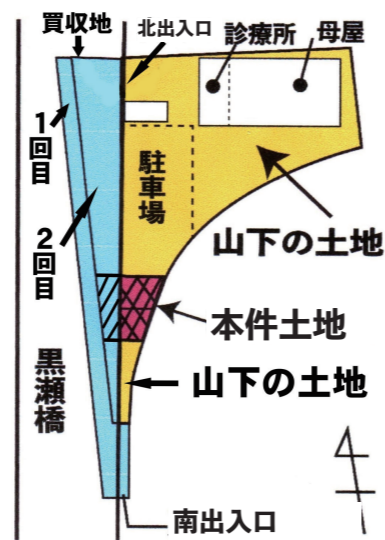
市民の血税が無駄に費やされるにも関わらず、また話し合いにより解決できる可能性があるにも関わらず、さらには個人の敷地内の法定外公共物に対する対応とは全く異なる提訴を山下にするのは、山下を提訴すること自体に目的があるかに見える。一体何のためなのか？



山下の土地を通らなければ問題の土地に入れない



【平成5年時の敷地図】



県知事に不当懲罰取り消しを求める審決申請書を提出

江本浩二

市有地管理に問題有り

沼津市は、山下市議に対して30年もの間放置してきた土地を登記簿を根拠に市の土地だとして、その間に得た駐車場の利益10年分を市が得るべきものであるから返還せよと、約202万円をも請求しました。そして、山下市議が話し合いを求めているのに市はそれに応じないで提訴する議案を議会に提出。私(江本)はそれに対して9月27日の本会議において議案質疑を行い、そこでの発言に対して2つの懲罰を科されました。

私(江本)はそれを不服として、11月3日に、静岡県に審決申請書を提出しました。



議会とは、議員の役割とは

地方議会は国政とは違い、二代表制です。市議会は、市民に代わってその声を市政に反映するとともに、市の意思を決定する議決機関です。地方自治体では、市長と議会議員とともに直接選挙で選ぶ制度をとっています。二代表制においては、市長と議会は対等関係にあり、相互のけん制・抑制と均衡によって緊張関係を保ち続けることが求められています。議会は「政策決定」の機能と、市政への「監視・評価」の機能を果たすこととなります。



市民と共に是々非々で

「未来の風」は、ごみ焼却場問題、鉄道高架事業を中心とする沼津駅周辺総合整備事業などは、現市長頼重秀一氏との政策と異なる部分ですが、市民寄りの政策立案を心がけてきました。「未来の風」はこれまでも、多数派による少数会派の抑圧と考えられる多くの処分を受けており、こうした沼津市議会の事態は、地方議会のあり方にも係わる大きな問題であると常々考えていました。

市民の申し入れの要旨

山下市議の提訴議案を取り下げてください

- 市長は市民の血税を使って山下富美子市議に対する訴訟を行わないでください！
- 市と市議会は、問題の徹底究明を行い、真相を市民に明らかにしてください！
- 公有地管理、公共事業の運営を改めて市民が主人公の民主的な姿勢を望みます。

江本浩二議員に対する「懲罰」の撤回を求める

今回の事件は、議会に於いて江本議員が不穏当な発言をし、議会規則に定められている「議会の品位を汚した」との事でありました。しかし、言論の自由という観点からは、江本議員の発言は何ら問題ないと思いますし、一身上の弁明によって発議した議員諸氏の疑問は払拭されたと思われますので、懲罰理由は無いものと考えます。

また、農地や隣地に対して竹の浸食による被害・迷惑が問題の元にありますので、むしろ、市内の同様の市民に迷惑や負担をかけている市有地の管理の対策こそ望まれるのであって、問題がすり替わっていると思います。加えて、本案の委員会審議が会議規則にもない「非公開」で行われ、その理由が「傍聴者ガヤガヤ」などの理由については、非公開の根拠として認められないもので、市民の知る権利を奪うばかりか、民主的手続きではなく、懲罰は認められません。

県知事への審決申請の意味

今回の件に屈することは、議会の機能不全を許すこととなり、沼津市民の為にはならないと考え、静岡県に懲罰取り下げを求める審決申請を行うこととしました。幸い、沼津市政、沼津市議会を憂える多くの市民からの励ましの声に支えられています。そして、この間、全国の同じような市民派少数会派の議員の方から、激励とアドバイスを頂きました。

審決申請は即日受理され、自治紛争処理委員も任命され、手続きが始まっています。現在、私の訴えは沼津市に通知され、年内にも反論書が県に届けられると伺っています。それを受け、更なる反論を提出し、2月27日には意見陳述も予定されています。結果が出るのには半年くらいはかかるのではないかと考えられます。